

## 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の施行の準備について

穴吹不動産流通株式会社 松山店

令和4年6月17日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の一部が改正され、建築物の販売又は賃貸を行う事業者（以下「販売・賃貸事業者」といいます。）に対する省エネ性能の表示の努力義務等を含め、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において施行することとされておりましたが、令和5年9月13日に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布され、本制度については、令和6年4月1日から施行されることとなりました。これに関連して、今般国土交通省において「建築物の省エネ性能表示制度のガイドライン」が公表されています。

詳細は、国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/shoene-label/index.html> をご参照ください。

出典：公益社団法人 愛媛県宅地建物取引業協会